

国民年金の届け出と 年金が増える！ 付加保険料について

事業所などを退職したときは、国民年金第1号被保険者の届け出をして、国民年金保険料を納める必要があります。

- 厚生年金に加入していた20歳から60歳までの人が退職したとき
- 事業所などを退職した人の60歳未満の配偶者で、第3号被保険者であった人

■退職（失業）による特例免除

会社を退職（失業）したことにより、保険料の納付が困難なときは、保険料免除の申請をすることができます。

■付加保険料（月額400円）

定額保険料（令和4年度：月額1万6,590円）に付加保険料をプラスして納めることで、将来受給する年金額を増やせます。付加保険料は申し込みをした月分から納めることとなります。

※付加年金を2年間受給すると、納付した総額と同額になります。

■届け出に必要なもの

- ① 年金手帳（または基礎年金番号がわかるもの）
- ② 資格喪失連絡票など、退職日がわかる書類
- ③ 雇用保険離職票、雇用保険受給資格者証などの写し
- ④ マイナンバーカードまたは通知カード
- ⑤ 運転免許証などの身分証明書

■届出先・問合せ

- ◎ 保険年金課 年金医療係（市役所1階12番・13番窓口）☎ 0256・77・8136
- ◎ 三条年金事務所 ☎ 0256・32・2239

日本年金機構ホームページ▶



国民年金は3つの年金で あなたをサポートします

① 老齢基礎年金

年金額：77万7,800円（満額）

20歳～60歳になるまでの40年間、全額保険料を納付した人は、65歳から満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。勤めていた期間の年金は、老齢厚生年金として受け取ることができます。

② 障害基礎年金

年金額：97万2,250円（1級）
77万7,800円（2級）

国民年金加入中か、20歳前、または60歳以上65歳未満の間に初診日がある病気やケガにより、国民年金の障害等級（1・2級）に該当したときは、障害基礎年金を受け取ることができます。請求の相談については、事前にご連絡ください。

③ 遺族基礎年金

年金額：100万1,600円（子が1人いる配偶者の場合）

国民年金加入中の人や亡くなったとき、その人に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が遺族基礎年金を受け取ることができます。支給は、子が18歳（子に障がいがある場合は20歳）に到達する年度の末日まで。

※その他、要件があります。詳しくは、お問い合わせください。／年金額は毎年度変わります。金額は、令和4年度の額です。

- ☎ 保険年金課 年金医療係 ☎ 0256・77・8136
- ◎ 三条年金事務所 お客様相談室 ☎ 0256・32・2820

法務局からのお知らせ

① 相続登記はお済みですか？
令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されます。土地や建物を相続した後、相続登記をしない限り、登記上の名義人は亡くなられた人のままです。このまま時間が経つとさまざまな問題が起きる可能性があります。残された家族も困ります。相続登記が未了の場合は、お問合せいただくか法務局ホームページをご覧ください。

相続登記の申請についてのページ▶

② あなたの遺言書を法務局が
お預かりします
あなたの大切な遺言書を、法務局遺言書保管所がお守りします。自筆証書遺言書保管制度は「大切な人に財産を残したい」など、あなたの遺言をきちんと伝えるための制度です。利用には手数料3900円がかかるほか、手続きが必要で、

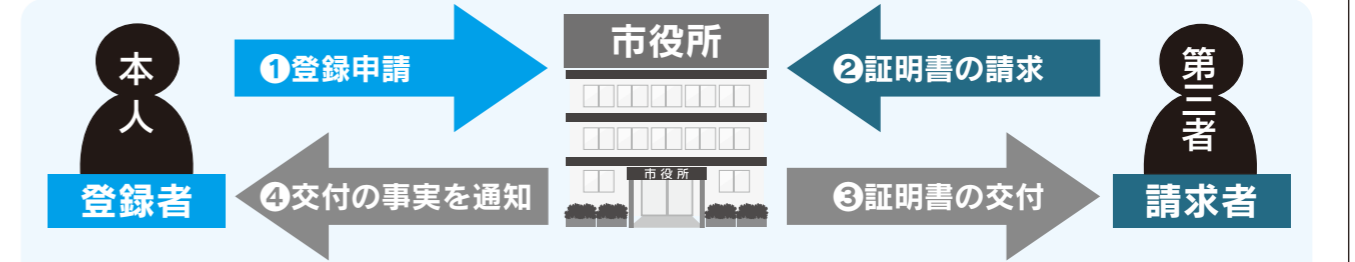
自筆証書遺言書保管制度についてのページ▶

☎ 0256・33・1447
☎ 0256・33・1447
☎ 0256・33・1447

住民票の写しなどの不正取得防止につながります 本人通知制度をご利用ください！

住民票の写しや戸籍謄本などを第三者へ交付したことを、事前に登録した人に通知する制度です。差別につながる身元調査を目的とした不正取得をなくし、個人の権利を守ることを目的としています。

- 住民票の写しや戸籍謄本などの証明書は、正当な理由があれば第三者でも請求することができます。
- 第三者から登録者の証明書の交付請求があったときに、交付の可否を登録者に確認したり、交付ができないようにする制度ではありません。



通知の方法：第三者へ証明書交付後、交付年月日・証明書の種別などの通知を1週間程度で郵送

通知対象となる証明書	通知対象となる請求
① 住民票の写し、住民票記載事項証明書、消除された住民票の写し（消除されてから5年以内のもの） ② 戸籍の附票の写し（消除された附票含む） ③ 戸籍全部（個人）事項証明書（除かれた戸籍含む）、戸籍謄本・抄本（除かれた戸籍含む）、戸籍（除籍）記載事項証明書、戸籍（除籍）一部事項証明書	◎ 本人などの代理人による請求 ◎ 個人または法人による第三者請求 ◎ 住民票の写しなどが必要な弁護士、司法書士、税理士、社会保険労務士、行政書士などによる業務遂行のための請求

※国や地方公共団体からの請求により交付した証明書は通知の対象外

■登録できる人

- 次のいずれかに該当する人
- ◎ 燕市の住民基本台帳に記載されている人（転出などで5年以内に消除された人も含む）
 - ◎ 燕市の戸籍および戸籍の附票に記載されている人（除かれた戸籍や附票も含む）

■登録方法

- 窓口で申請
市民課（市役所1階8番窓口）
- 郵送による申請
やむを得ない事情により手続きできない人が対象。登録に必要なもの（本人確認書類と法定代理人の権限確認書類はコピー）を郵送してください。
郵送先：〒959-0295 燕市吉田西太田1934
燕市役所 市民課

■登録に必要なもの

- ◎ 燕市本人通知制度登録申請書（受付窓口を設置してあるほか、市ホームページからもダウンロード可）
 - ◎ 窓口に来られる人の本人確認書類（運転免許証、保険証、パスポート、マイナンバーカード、在留カードなど）
- ※法定代理人が申請する場合は、戸籍謄本などの法定代理人の権限確認書類が必要。その他の代理人（登録を希望する人から委任を受けた人）が申請する場合は、委任状が必要。

制度の詳細は市ホームページにて▶



☎ 市民課 市民生活係 ☎ 0256・77・8107

SORAIRO KUGAMI 道の駅国上 イベント情報

●「国上塞の神」 ロウソクに願いを込めて…

国上塞の神に灯すロウソクの御寄進を受け付けます。「家内安全」「無病息災」「合格祈願」などの願いを込めて、ロウソクに名前とお願いごとを入れ、お祓いをします。

- 時 令和5年1月15日(日)
- 料 和蝋燭 ・300 宛1本 5,000円
・500 宛1本 1万円

申 12月1日(木)～30日(金)までに道の駅国上まで

●冬至の日限定！ 「ゆず湯」であたたまって…

- 時 12月22日(日) 午前10時～午後9時（足湯は午後6時まで）
- 所 てまりの湯 露天風呂／足湯テラス



道の駅国上
公式サイト



☎ 道の駅国上 ☎ 0256・98・0770